

採用された場合の勤務条件について（学校看護師）

業務内容	<p>特別支援学校における医療的ケア支援事業に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への医療的ケアの実施 ・医療的ケアを行う教職員への研修 ・医療的ケアを行う教職員への指導助言 等 <p>地域の幼、小、中、高への医療的ケア派遣 看護師添乗による通学支援</p>
任用期間	<p>令和6年6月1日～令和7年3月31日</p> <p>※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。（最長5年まで。以降は公募を経て任用される可能性があります。）</p>
基本給	時給：1,770円（地域手当に相当する報酬含む。）
諸手当等	時間外勤務手当、通勤手当等
勤務時間 ・日数	<p>8：45～15：30または9：00～15：45（休憩45分、実働6時間）</p> <p>・週2～3日（シフト制）</p> <p>※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。</p>
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、学校休業日
休暇	<p>年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）</p> <p>※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。</p>
勤務地	神戸市立特別支援学校2校（灘さくら支援学校、いづき明生支援学校）のうちいずれか
福利厚生	災害補償、看護師個人賠償保険
試用期間	1ヶ月（再度任用する場合も同様）
服 務	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 ・パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など） ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合
そ の 他	・基本給及び諸手当の額は、給与改定を受けて変更される可能性があります。